議　　長　日程第４「議案第43号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第43号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について。次のとおり、松田町健康福祉センターの指定管理者として指定する。１、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町健康福祉センター。所在地、松田町松田惣領17番地２。２、指定管理者の名称等。名称、社会福祉法人松田町社会福祉協議会。代表者、会長　吉田保夫。所在地、松田町松田惣領17番地２。３、指定の期間。平成28年４月１日から平成33年３月31日まで（５年間）。平成27年12月２日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長　それでは、議案第43号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について説明をさせていただきます。平成18年９月から健康福祉センターの指定管理者として社会福祉法人松田町社会福祉協議会と協定を結んでおりますが、第１期の協定期間を平成22年度末に満了し、第２期も指定管理者として指定を行い現在に至っております。今年度末に第２期の協定期間を終了いたしますので、今回改めて指定の手続を行うものでございます。

参考資料１をごらんください。１枚お開きください。指定管理者申込書を平成27年11月４日に社会福祉法人松田町社会福祉協議会長より受理いたしております。指定管理の対象施設の名称は松田町健康福祉センター。所在地は松田町松田惣領17番地２でございます。

次のページ、指定管理施設運営事業計画書をお開きください。第１項に団体の概要として、資本金、従業員数並びに事業内容などが記載されており、第２項に指定管理者としての基本姿勢が記載されております。次のページから、第３項に経営方針及び運営方法に関する基本的な考え方として、組織の体制、人員、勤務体制、人員の配置計画等が記載されております。なお、組織の体制でございますが、この体制に加えまして、会長を含む理事15名、監事３名の役員、

評議員36名により評議員会が組織されております。

また、１枚お開きいただきまして、右側のページには、第４項、事故防止等、第５項、施設の維持管理及び効率的な施設運用についての考え方と実施方法。次のページをお願いいたします。第６項、個人情報保護、情報公開に関する考え方と実施方法、第７項、環境への配慮に関する対応の考え方と実施方法、第８項、その他運営にあたっての提案等が記載されております。

続きまして、１枚お開きいただきまして、次のページからの様式３のほうをごらんください。指定管理施設収支計画書でございます。こちらにつきましては、５年間の年度を追いまして掲載されております。平成28年度は消費税８％、平成29年度は消費税10％を見込み、平成30年度から入浴料の改定を見込んだ計画書となっております。そのため、受託収入は平成28年度1,955万円、平成29年度は1,994万円、平成30年度から32年度は1,943万円として計画され、５年間で9,778万円となります。利用料収入、入浴料でございますが、平成28年度と平成29年度は218万4,000円、平成30年度から32年度は269万4,000円として計画され、５年間合計で1,245万円。雑収入としては、シルバー人材センター、ＫＯＭＮＹ、すみれの家などからの光熱水費等の実費分を計上しております。預金利息を含めて、収入合計といたしましては５年間で１億1,067万9,000円となります。また、５年間の支出といたしましては、施設管理費で4,033万6,000円、施設整備保守管理経費2,256万7,000円、入浴施設関係経費3,360万円、清掃業務関係経費905万7,000円、小規模修繕費300万円ほか諸費用の全て合わせて５年間合計で歳入同額の１億1,067万9,000円となっております。各年度の収入、支出につきましては、資料のほうを御参照いただきたいと思います。

続きまして、最後の用紙になりますが、参考資料２でございます。指定管理者選定委員会委員長宛てに所管の課長より選定依頼をした書類でございます。裏面にその選定結果についての報告書を添付いたしてございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

７　番　利根川　様式３に平成30年度から入浴料が前年度に比べて50万近く上がる想定をしておりますが、これは条例改正を先にやるべきだと、やってから修正すべきだと

私は思います。条例改正を見込んでですね、こういう計算書を出させてくること自体がおかしいんじゃないですか。

福　祉　課　長　　入浴料の規定につきましては、条例のほうで規定されているものでございます。入浴料の大人500円という金額について改定するのではなくて、減免の部分のところを町長の裁量で改定することも可能であるという社会福祉協議会の見解もございまして、今回は計画書の中に金額として盛り込ませていただいております。一応、今減免されている65歳以上の方の料金を100円と見込ませていただいた状態での試算でございます。御理解賜りたいと思います。

７　番　利 根 川　　町長の裁量で改定ができるなんて、そんなこと、条例にどこにも書いてありませんよ、健康福祉センター管理運営条例の中には。いわゆるその65歳以上の本町に在住する人は無料、心身障害児・者並びに付き添いは無料、それから老人クラブが団体として供用する場合は無料。それと、町長が特に認める場合というのは、これは条例制定したときにどういうところだという質疑の議会とのやりとりがあって、例えば風水害で家屋が倒壊したりして家庭のお風呂が使えない、それとか地震、それとかスポーツ少年団なんかで交流に来られる人。サッカーの試合で松田に他町から来られてお子さんたちが使って、帰りにお風呂に入って帰りたい、そういう人を町長の裁量で無料にできると、一番最後にそういう条例上規定があるでしょう。町長の裁量で65歳以上、100円徴収できるなんてどこにも書いてないし、最初からこういうことを見込むこと自体がおかしいと私は思います。これは、従前どおりの金額、二百十何万にしておいてですね、平成30年度から上げるということであれば、29年度に町長が条例改正案を議会に提案をして、そして可決されてから初めて執行ができるのであって、ちょっとそれ、町長の裁量でそういうことができるなんていうのはどこにも書いてないと思うんですけども、いかがでしょうか。

福　祉　課　長　　御意見を賜りましてありがとうございます。こちらのほうの解釈のほうが間違っていたというような形の御指摘ではございますが、利用の金額の部分の減免規定のところの第８条、松田町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例のほうの第８条のほうに利根川議員のおっしゃるところの規定がございます。町長は前条の規定にかかわらず次の各号の１に該当する場合は、利用料金を減

額し、または免除することができるという形の部分で、金額のところの部分をうたっているわけではないのです。そこの部分のところがございまして、その他町長が特に必要と認めるということがございますので、金額の有無のところはうたっておりませんので、そういうことも考えられるのではないかという社会福祉協議会のほうのお考えもございまして今回の計算書になっているものだと思っております。ちょっと答弁になってないとは思いますけれど、御理解のほうを賜りたいと思います。

７　番　利根川　　社会福祉協議会の見解がおかしい。そういうのを指導、管理するのが行政の福祉担当課長であり福祉担当課であるというふうに認識しておりますけれども、それはちょっと条例の改正はおかしいと思いますよ。だから、別にこれは将来的な見込みの金額を計上されたということで理解はできますけれどもね、最初から条例改正しないで見込みをやられちゃうと、私も65歳以上ですから平成30年から100円取られるのかななんて思いますけども、それはあくまでも条例改正をきちっとしていただいた後、100円にするか、200円にするか、300円にするか、重油代だけ割り振るか、そういうことをお考えになっていただきたいと思います。社会福祉協議会の見解は、それはちょっとおかしいと思います。以上です。それ以上申し上げませんけれども。

議　　長　　ほかに質疑ございますか。

１２番　大　　舘　　この指定管理者に、そのものにクレームはつけませんけれども、収支のところでですね、多少の、受託収入の欄でね、多少の減額がされていますけれども、以前から私は質問というか要望というのを出して、やっぱりいろいろ自主事業をされてですね、収入をふやすこと。この中では、雑収入等ではね、1,000円しか増額してないんだよね。やっぱり、行政からやっぱり受託費を、大体決められたものを、必ずそれが財源があるのでという努力が足りないのかと。やっぱりせっかく独立してあそこで社会福祉協議会はですね、事業をしているわけですから、極力行政に対する財政負担を減らすために努力をしてですね、決められた額だからもらえるんだという感覚じゃ困るわけですよ。ここも聖域ではありませんので、全てね。町全体の考え方としたら、やっぱりね、少しでも負担を、行政負担を減らすことの努力も必要なわけですよ。民間の福祉会社はそ

の努力をされて営業されているわけですよ。そういう、やっぱり基本的な金があるんだから余計な努力はしなくていいという感覚ではないでしょうけども、今より一層の努力目標をここにうたってもらってですね、計画を立ててもらわないと、いつまでたっても、もう当たり前の社会になっちゃうんで、その辺の感覚としては、町からの指導なり、それは徹底してもらわないと困ると思います。その辺で見解をお願いします。

福　祉　課　長　　今の大舘議員の御意見に対して、ありがとうございますとお伝えしたいと思います。ただ、健康福祉センターは、営利目的でない、福祉目的、健康増進、福祉に寄与するための施設でございます。そのためには、社会福祉法人につきましては営利目的としておりませんので、社会福祉協議会のほうにこちらのほうの指定管理のほうをお願いしたいというところが趣旨でございますが、恐らく、社会福祉協議会のほうが基金を積み上げてきているから、そちらのほうの収益を少し還元してもらえないのかという御意見ではないかというふうに思います。ただ、社会福祉協議会のほうも準公務員的な部分でお仕事をしていただいているところもございますし、松田町の施設としての健康福祉センターでございます。そちらのほうで収益を上げていくというところは、理にかなったことかどうかというところはちょっと検討を要する部分だというふうに思っております。入浴施設の部分のところも、議員の皆様御存じのとおり、老人憩いの家にかわるものとして、入浴施設、高齢者の交流をするための部分の施設として３階に施設としてつくられているものでございますので、そこのところの部分で収益を上げるような形の部分のところの努力のほうは社会福祉協議会のほうにお願いしております。町のほうから投入する金額のところを減らすための部分のところの努力の部分で、５年間の計画書のほうを出していただくような形の部分で改めてお願いしておりますので、そちらほうの部分を執行者ともども一緒に考えていきたいなというふうに思っております。施設については、町長の裁量を優先できるところの施設でもございますので、そのあたりのところは一緒に考えてまいりたいと思っております。御理解のほうを賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

１２番　大　　舘　　課長の言わんとしていることはわかります。でもね、福祉だから、何でも福

祉だからという話じゃないと思うんです。やっぱり親の懐が困ればね、子供も含めて全てがそういう努力をしなきゃいけない姿勢ですよ。何もどんどん営業してもうけなさいという意味じゃなくて、そういう、経費の削減も含めて収益が上がるような部分も考えていかなくちゃいけないわけでしょう。そのために町がやるんじゃなくて社会福祉協議会にお願いしている部分もあるので、その辺は法に触れないというかね、何でも福祉だからもうどんどん湯水のごとくつぎ込めばいいという感覚ではないと思う。今の社会は、そうだと思いますよ。負担するほうの人に、町民にしたら、ふざけるなよという話でしょう。そういう話も出ざるを得ない部分もありますので、やっぱりそれなりの努力をしてもらえれば、まあ仕方ないなという思い、そういう思いを持ってもらうような努力をしてくださいよと言ってるの。そういう意味で、数字的に幾らもうけなさいよとか、そういうことじゃないんです。少しでも行政負担が減らせるような、そういうものに変えていくスタンス、職員全体が。職員もそうだし、会長さんの吉田さんか、その人たちの意識改革も必要じゃないのかなということで質問させてもらってるので、勘違いしないでください、商売やってもうけなさいっていうことじゃないんです。その辺を御理解いただいてですね、考え方のそういう指導はするべきじゃないのかなと思っていますので、その辺の見解を再度お願いします。

福　祉　課　長　　貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。地域福祉の観点から一緒に町と協働していかなければならない社会福祉協議会でございますので、その点も含めまして改めて一緒に動いていきたいと思っております。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

９　番　石　　内　　社協に関しては、いろいろ言いたいというか、そういうチャンスが余りないんで、申しわけないんですが、１つだけですね、この場でお願いしたいのは、今も話がありましたように、社協について、ボランティアでの何ていうか、影響というか、参加、また協力、大変なものがあると思うんですね。金額的なもの、人数的なもので、社協でどのぐらいの比率かというのはすぐには出ないと思うんですけどもね。今私が心配しているのは、ボランティアの人員構成がかなり高齢化しているんじゃないか、全体が。新しい人が入ってこないという声

をよく聞くんですよね。そういう意味で、社協の今いろいろな活動をやられてて、私はすごいいいことをやってると思うんですね。小学生が介護のところに来て実習というか一緒にやったり、幼稚園の方もそうですよね。ほかの高校とか何かも来て一緒にやってるというようなことを聞いてますので、そういう意味を含めてですね、本当にここに…何ページだったっけな、事業計画書の中に10番目、ボランティア活動の促進と支援という項目が出てるんですが、この中身でそれらしいものがほとんどないんですよね。ぜひですね、ボランティア、松田の企画に関するものだけじゃなくても、たしかボランティアの窓口は社協になってるはずですよね。そういうものを含めてですね、今後、介護は一番やっぱりボランティアに関することも必要だと思うし、また、町長の言われるいろんな意味での町の取り組みの中で、ボランティアが非常にこれから重要な部分を占めてくるんじゃないかと思いますので、そういうことの窓口も含めてですね、ぜひこの社協の取り組みについてそういうものをはっきりうたうような文言もあっていいんじゃないかと思いますので、その辺を含めて回答をお願いします。

福　祉　課　長　　また貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。ボランティア活動ということでございますけれど、確かに高齢化はされていると思います。ただ、新しいボランティアのグループのほうも生まれておりまして、手話サークルのほうが今年度から発足しております。ここでまた来年度から障害者差別禁止法というものが出てまいります。そちらのほうに合わせて、町のほうも一応協働しながら一緒にその手話サークルを盛り立てていく形の部分で、あと、手話ボランティアの育成のほうにも努めてまいりたいというふうにも思っております。それ以外にも、地域福祉の観点もございますが、介護保険のほうで、ここで介護予防日常生活支援総合事業というものをスタートいたしまして、生活支援サポーターという形の部分で、町のほうでまず取り組んだボランティア養成の部分とかも社協のほうが一緒に取り組む形をとっております。いずれその生活支援の部分のところで、社会福祉協議会にも大きな拠点としての活動の部分とかもお願いしなければならない時期が参りますので、そのあたりのところも協働しながらやってまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議　　長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり ）

それでは、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですか、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第43号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。